

# 定款要約 一般社団法人ピアサポート仲よし

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 当法人は、一般社団法人 ピアサポート仲よしと称する。

### (主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を岡山市 に置く。

2 当法人は、理事会の決議によって従たる事務所を必要な場所に置くことができる。

### (目的及び事業)

第3条 本法人は、障がい者とその家族、及び同様な支援を必要とする人たちの安全で快適な生活の保障並びに健全な環境の維持のための支援活動をするを目的とする。

その目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 会員及びその家族に対しての、相談対応、諸手続きの代行、世話人の紹介等の日常生活支援
- (2) 会員及びその家族の任意後見契約書・遺言書等の作成の援助や成年後見人申立ての手助けを行うこと
- (3) 会員及びその家族が委託者となる任意後見契約の受任者・任意後見人となること
- (4) 財産管理委託契約、見守り支援委託契約等の契約者になり、会員及びその家族を守ること
- (5) 家庭裁判所により選任された場合、会員又はその家族の成年後見人・保佐人・補助人・任意後見監督人の任に就くこと
- (6) 講演会、講習会、研究会、懇談会並びに見学会の開催、パンフレット・電子書籍・WEB配信等により、家族信託・任意後見・成年後見に関する情報その他障がい者等の生活を守るための情報の普及を図ること
- (7) その他、この定款の目的を達成するために必要なこと
- (8) 前各号に付帯又は関連する事業

### (公告)

第4条 当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見えやすい場所に掲示する方法により行う。

## 第2章 会員

### (法人の構成員)

第5条 当法人は、第3条の目的に同意する、障がい者、その家族、及び同様な支援を必要とする人をもって正会員とし、当法人の活動を支援しようとする者を賛助会員とする。

- 2 前項で定める正会員および賛助会員をもって、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」（以下、「法人法」という。）上の社員とする。

#### (入会)

第6条 第3条の目的に同意する者は、入会申込書を当法人へ提出し、理事会の承認を得て、正会員又は賛助会員として入会する。ただし、設立時会員は設立に同意をしたときに正会員又は賛助会員となる。

2 正会員が死亡したときあるいは意思表示能力がなくなったときは、その家族が、理事会の承認を得て、正会員になることができる。

#### (会費)

第7条 会員は、当法人の目的を達成するため、必要な経費として総会において別に定める額を支払う義務を負う。

#### (退会)

第8条 会員は、いつでも退会届を提出して、退会することができる。

#### (除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当する場合には、総会の決議により当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に反したとき。
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他、除名をすべき正当な事由があるとき。

#### (会員の資格喪失)

第10条 上記第8条・第9条の他、会員は、次に掲げる事由により資格を喪失する。

- (1) 除名の提案が総会でなされ、除名される会員本人以外の反対がなかったとき。
- (2) 会費の納入が1年以上滞納したとき、あるいは、1年以上連絡が取れないとき。
- (3) 会員が死亡したとき。

#### (会員名簿)

第11条 当法人は、会員の氏名、住所及び連絡先を記録した会員名簿を作成する。

### 第3章 総会

#### (総会の開催)

第12条 当法人の総会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催し、臨時総会は必要に応じて開催する。これらの総会をもって法人法上の社員総会とする。

#### (招集)

第13条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 会員の5分の1以上から、会議の目的事項を示して請求があった場合、又は緊急の開催を要すると判断した場合は、理事長は総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集する場合は、総会の日2週間前までに、総会の目的である事項並びに日時及び場所を記載した書面又は電子書面をもって、会員に通知を発しなければならない。

**(議長)**

第14条 総会の議長は、理事長がこれに当たる。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、その総会において、出席した会員の中から議長を選出する。

**(議決権)**

第15条 各会員は、各1個の議決権を有する。

**(決議の方法)**

第16条 総会の決議は、総会員の過半数が出席し、出席会員の議決権の過半数をもってこれを行う。本条第3項、第4項の場合は、出席したものとみなす。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号の決議は、総会員の3分の2以上に当たる同意を必要とする。

- (1) 定款の変更
- (2) 監事の解任
- (3) 解散
- (4) その他法令で定められた事項

- 3 総会に出席しない会員は、委任状によってその議決権の行使を代理人に委任することができる。

- 4 会員は、あらかじめ通知された事項について書面によって議決権を行使することができる。

**(議事録)**

第17条 総会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び出席した理事のうち2名が前項の議事録に記名押印する。

**第4章 役員**

**(役員を設置)**

第18条 当法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事6名以上12名以内
  - (2) 監事2名
- 2 理事のうち1名を理事長とし、理事長をもって法人法上の代表理事とする。
  - 3 理事長以外の理事のうち副理事長1名、事務局を統括する専務理事1名及び財務担当理事1名(いずれも理事の定員に含む)を置く。
  - 4 理事のうちには、理事のいずれか1名と、当該理事の配偶者と、当該理事の3親等以内の親族と、当該理事と特殊の関係(財務省令で定める)のある者との合計理事数が、理事総数の3分の1を超えてはならない。
  - 5 監事は、理事(その親族その他特殊の関係のある者を含む)及び当法人の従業員は含まれてはならず、相互に親族その他特殊の関係を有してはならない。

### **(選任等)**

第19条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

- 2 理事長、副理事長、専務理事、財務担当理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

### **(任期)**

第20条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度の定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期が終了するまでとする。
- 4 理事又は監事は、第18条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまではその職務を行う権利義務を有する。

### **(理事の職務及び権限)**

第21条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、当法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 副理事長は、理事長を補佐する。
- 4 専務理事は、理事長を補佐し、当法人の業務を執行する。
- 5 財務担当理事は、理事長を補佐し、当法人の財務に関する業務を執行する。

### **(監事の職務及び権限)**

第22条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 当法人が、第3条第1項の(3)、(4)、(5)の契約を締結している場合、監事は、その契約を当法人が確実に守っているかどうかを、6か月に1回監査し、理事会に報告する。この実務費用は、監事に支払うものとする。

### **(役員報酬等)**

第23条 理事及び監事に対して、役務の時間に対応する給与・日当以外に、その地位にあることのみに基づき給与等を支給しない。

### **(役員法人に対する責任の免除)**

第24条 当法人は、法人法第114条の規定により、理事会の決議をもって、同法第111条の行為に関する理事又は監事(理事又は監事であった者を含む。)の責任を、法令の限度において免除することができる。

## 第5章 理事会

### (構成)

第25条 当法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。
- 3 監事は、原則として理事会に出席する。ただし議決権はない。

### (権限)

第26条 理事会は、当法人の業務執行の決定、理事の職務執行の監督を行う。

- 2 理事会は、専門の業務を行うために、専門部会を置くことができる。この専門部会の正副部長は理事会において選任され、その運営は会務運営規程に定める。

### (召集)

第27条 理事会は、理事長が召集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、副理事長が理事会を召集する。
- 3 理事会を召集する場合には、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示した書面をもって開会の7日前までに理事及び監事に通知しなければならない。
- 4 次のいずれかの場合には、臨時に理事会を開催する。
  - (1) 理事長が必要と認めたとき
  - (2) 理事から、会議の目的、事由を示して請求があったとき
  - (3) 法人法第101条の規定により、理事長に対して監事から召集の請求があったとき

### (議長)

第28条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、その理事会において、出席した理事の中から議長を選出する。

### (決議)

第29条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う、

- 2 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき理事の全員が、書面又は電磁的記録により、同意の表示をしたときは、監事はその提案について異議を述べたときを除き、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

### (議事録)

第30条 理事会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成する。

- 2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第6章 資産及び会計

### (事業年度)

第31条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。ただし、設立時事業年度は、設立時からその日以降最初に来る3月31日までの期間を1事業年度とする。

### (事業報告及び決算)

第32条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が当該事業年度に関する次の事項を作成し、監事の監査を受けた上で、総会において第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を得るものとする。

- (1) 事業報告
- (2) 貸借対照表
- (3) 損益計算書
- (4) 貸借対照表及び損益計算書の附属明細書

2 当法人は、貸借対照表上の資産の残高を記載した決算書の作成を、会計事務所等の外部機関に依頼し、そこから受け取った決算書を、総会において報告するものとする。

3 会員その他から「助け合い寄付特定資産」を指定して寄付を受けた場合は、別途規定する「助け合い寄付特定資産運用規定」に従い、「助け合い寄付特定資産」として、貸借対照表に計上し管理しなければならない。

4 前項の書類のほか、監査報告は5年間、主たる事務所に備え置くとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

### (剰余金の分配の制限)

第33条 当法人は、会員その他の者に対し、剰余金の分配を行うことができない。

## 第7章 定款の変更及び解散

### (定款の変更)

第34条 この定款は、第16条第2項により、総会の決議によって変更することができる。

### (解散)

第35条 当法人は、総会の決議その他法令の定められた事由により解散する。

### (残余財産の帰属)

第36条 当法人が清算する場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、社会福祉法人岡山市手をつなぐ育成会その他の社会福祉法人、岡山市、岡山県、その他法人税法及び施行令に定めのある非営利型法人に贈与するものとする。

## 第8章 会務運営

### (会務運営)

第37条 当法人の会務運営のための組織及びその運用は、会務運営規程として理事会で定める。

- 2 当法人は、業務を行うにあたっては、理事会が定めるサポート業務運営規程に従うものとし、委任者・委託者から受託事項についての指図書（要望書）を受けとった場合は、それに従うものとする。

**第9章 附則** (設立時の役員) 以下省略